

令和 7 年第 3 回（6 月）大潟村議会定例会
総務福祉教育常任委員会 会議記録

【 議会事務局・総務企画課・税務会計課・福祉保健課・教育委員会 】

招集年月日	令和 7 年 6 月 13 日（金）		
招 集 場 所	役場 2 階 「第一会議室」		
開 会 日 時	令和 7 年 6 月 13 日（金） 13:30～15:49		
出席委員 (6 名)	委員長 松雪 照美	副委員長 松橋 拓郎	委 員 菅原アキ子
	委 員 川渕 文雄	委 員 三村 敏子	委 員 丹野 敏彦
欠 席 委 員 (0 名)			
出席職員 (20 名)	【特別職】 【議会事務局】 副村長 小澤 菜穂子 事務局長 近藤 綾子 【総務企画課】 課 長 石川 歳男 主 査 庄司都志哉 主 査 菅原 聡 主 査 畠山 友伴 主 任 太田 翼 【税務会計課】 課 長 近藤 比成 主 査 宮田 文美 主 事 佐藤 文美 主 事 木村 圭吾 【福祉保健課】 課 長 北嶋 学 課長補佐 進藤 智哉 主 事 佐藤 佑樹 主 事 宍戸 朱希子 【教育委員会】 教育長 三浦 智 教育次長 宮田 雅人 主席次長補佐 後藤 克司 主 査 菅原 美子 主 事 竹田 美輝		

付 託 事 件	議案第 34 号	大潟村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
	議案第 35 号	大潟村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案
	議案第 36 号	財産の取得について
	議案第 37 号	財産の取得について
	議案第 38 号	令和7年度大潟村一般会計補正予算案
	報告第 1 号	大潟村村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告
	報告第 2 号	令和年6度大潟村後期高齢者医療特別会計補正予算専決処分報告
	陳情第 5 号	ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育日国庫負担割合引き上げをはかるための、2026年度政府予算に係る意見書

採択の陳情について	
陳情第 6 号	地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情
陳情第 7 号	再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）の意見書の採択を求める陳情書

発言者	発 言 要 旨
松雪委員長	(開会 13:34) ただいまより、総務福祉教育常任委員会を開会します。 ただいまの出席委員数は 6 名で定足数に達しておりますので、委員会は成立します。 本委員会の会議記録の作成については、当局にお願いいたします。 なお、会議録署名委員は、全委員にお願いいたしますので、会議録ができ次第、署名をお願いします。 審査に入る前に、当委員会に付託のあった議案および報告等を確認します。 議案第 34 号「大潟村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」、 議案第 35 号「大潟村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案」、 議案第 36 号「財産の取得について」、 議案第 37 号「財産の取得について」、 議案第 38 号「令和 7 年度大潟村一般会計補正予算案」、 報告第 1 号「大潟村村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告」、 報告第 2 号「令和 6 年度大潟村後期高齢者医療特別会計補正予算専決処分報告」、 陳情第 5 号「ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育日国庫負担割合引き上げをはかるための、2026 年度政府予算に係る意見書採択の陳情について」、 陳情第 6 号「地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情」、 陳情第 7 号「再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）の意見書の採択を求める陳情書」、 以上 10 件です。 それでは当委員会に付託された案件について審査に入ります。 審査の順番ですが、初めに議会事務局・総務企画課・税務会計課の総務部門を行い、その後、当局が入れ替わって福祉保健課関係そして教育委員会の順に進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

発言者	発言要旨
	それでは、議案第 34 号「大潟村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」について当局の説明を求めます。
佐藤(文)主事	【資料に基づき説明】
松雪委員長	ただいま、当局より説明のありましたことについて、質疑及び意見を求めます。質疑ございませんか。
丹野委員	今回の税率改正は、国の法改正によるものでしょうか。村民の所得が上がったことによる改正でしょうか。
佐藤(文)主事	税率については国の税法率改正ということではなく、大潟村の課税所得が大幅に増額しておりますので、それに合わせて改正させていただくものです。
丹野委員	税率を改正しないとどういった事態になるのでしょうか。今までの税率を維持するわけにはいかないものですか。
佐藤(文)主事	今回、税率を変えさせていただく経緯としましては、所得が増えたことにより、税率を変えないと限度額を超える方が6割くらいいらっしゃるということを踏まえての改正です。所得が増えた方というよりは、低所得者や所得の中間層の方の負担を減らすために税率を下げたということです。
丹野委員	限度額に達する人が多く出るから徴収額を集めるために改正するという理解でよろしいでしょうか。
近藤課長	今回は税率を下げております。下げても必要額が集まる見込みです。所得が倍くらいに上がり、限度額超過もかなり多くなるといった状況でした。 丹野委員がおっしゃるのは税率を上げなければいけない時のことかと思えます。所得が下がるような場合には税率を上げて必要額を確保しなければなりません。今回のようなときに、ある程度余剰金を出して、今後、全体の所得が下がった際にあまり税率を上げなくて済むよう備えたいと思っております。
菅原(ア)委員	今回、税収が増える見込みのため、低所得や中間層の方たちのために調整したということは、昨年の米価が高かったことによるものとの理解でよろしいでしょうか。

発言者	発言要旨
近藤課長	はい、その通りです。
菅原(ア)委員	大変ありがたいことではありますが、逆に今後、冷害などにより所得が下がった場合もやはり村の方で調整していくことになりますか。
近藤課長	先ほどの回答と同様になりますが税率を調整してもなお余剰金が出ますので、それを基金に積み上げておいて、そういった所得が下がった際に備えるという対応を考えています
菅原(ア)委員	基金に積み上げる額についてですが、適正な積立額というのは、村としてはどのくらいと考えていますか。
近藤課長	本来的な話をするとその年に必要な額をその年の加入者で按分して負担するというものです。ただ、それをそのままやると先ほど話したように所得が下がったときにその分税率を上げざるを得なくなります。その負担感の調整をどの程度見込むかによって必要と考える額が、変わってくるかと思しますので適正な額がどの程度かについては現時点では答えるのが難しいです。 なお税率に関しては県で示す標準保険料率がありますので、それを目安にしております。それでも 9,000 万以上の余剰金が出るというもので今回の余剰金は通常で考えるより多いものだと思っています。
菅原(ア)委員	大潟村は国民健康保険税が高いということで、ここ数年にわたって県と折衝しつつ、基金を取り崩してやってきたと思います。今回はまた積み上げることができたと認識しておりますが今後、これまでに積んだくらの額まで基金を積み立てていくことができるでしょうか
近藤課長	元の額がどの程度か把握してませんでしたので申し訳ございません。元の額までというのはわかりません。 ただ、国保税が高いことに関しては、6 年度より激変緩和措置がありますので、そちらについてはこれからもあるものと考えておりますし、今後も引き続きもらえるような要望を県にはしてまいりたいと考えております。
松橋副委員長	勉強不足でしっかり理解できませんでしたが、要するに税額の分母が上がっ

発言者	発言要旨
	たので、税率を下げることによって数字があまり変わらないようにしているということでしょうか。
近藤課長	はい。税率を調整することで課税の税額があまり上下しないよう考慮しています。
松橋副委員長	この作業自体は毎年行うものであり、調整が必要という理解でよろしいでしょうか。
近藤課長	はい。状況にもよりますが必要があれば毎年調整します。
三村委員	6割の人が限度超過したということでしたが、以前はどれくらいの人が限度超過していたのでしょうか。
佐藤(文)主事	その年の所得金額によりますが、大体2割前後はあったようですが、医療、後期高齢者支援介護で限度額が異なることも影響します。
松雪委員長	他に質疑ございませんか。
	【なしの声】
松雪委員長	ないようですので、質疑を終結し、討論を行います。 討論はございませんか。
	【なしの声】
松雪委員長	それでは、討論を終結し、採決いたします。 採決は挙手により行います。 賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は反対とみなします。 議案第34号「大潟村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」について賛成の方の挙手を求めます。
	【全員挙手】
松本委員長	全会一致であります。よって、議案第34号は可決すべきものと決しました。

発言者	発言要旨
	それでは次に、議案第 36 号「財産の取得について」、当局の説明を求めます。
菅原主査	【資料に基づき説明】
松雪委員長	ただいま当局より説明のありましたことについて、質疑および意見を求めます。質疑ございませんか。
松橋副委員長	この 30 台というのは 1 人 1 台ということではないですよね。 課ごとで何台というわけでもないですよね。
菅原(聡)主査	こちらは 1 人 1 台という訳ではなく、基幹業務を行うために必要な台数という考え方になります。基幹業務というのは、例えば住民登録であったり税務作業であったりということで、福祉保健課は住民情報を扱うということで 4 台、税務会計課には 5 台というように台数の多い課もあれば、産業振興課は特に基幹業務を扱っている訳ではないので、0 台というように必要なところに必要な台数を配備するというものであります。
丹野委員	今までは必要無かったものなのか、それともただ買えなかったのでしょうか。今の説明を聞けばあった方が便利なわけですから、その辺の作業効率のために、今回は買うのか、それとも予算的な都合で遅れて買うのですか。
菅原(聡)主査	今現在も基幹業務用のパーソナルコンピュータは使用しております。今現在で 27 台ほど稼働しております。 今回はそのパソコンが古くなったことにより、その入れ替えになります。 なお、今使っているものに関しては 2019 年 9 月の取得になりまして、約 6 年たっております。端末の OS も Windows10 を使っており、来年の標準化に向けて、Windows11 の端末が必要になるため入れ替えるものです。
松雪委員長	他に質疑ございませんか。 【なしの声】
松雪委員長	それではないようですので、質疑を終結し、討論を行います。討論ございませんか。

発言者	発言要旨
	【なしの声】
松雪委員長	それでは討論を終結し、採決いたします。採決は挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は、反対とみなします。
松雪委員長	それでは議案第 36 号「財産の取得について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
	【全員挙手】
松雪委員長	全会一致であります。よって議案第 36 号は、全会一致により可決すべきものと決しました。 次に、議案第 38 号「令和 7 年度大潟村一般会計補正予算案」について、当局の説明を求めます。
庄司主査 太田主任 宮田主査	【資料に基づき説明】
松雪委員長	ただいま当局より説明のありましたことについて、質疑および意見を求めます。質疑ございませんか。
丹野委員	石油貯蔵施設は男鹿市にある石油備蓄基地のことですか、それとも別のものですか。
庄司主査	これは男鹿市の石油備蓄基地の関連で、男鹿市それから周辺市町村に交付される交付金となっております。
丹野委員	何年か前に基金に積み立てる形でやっていて、基金はいくらかあるのでしょうか。
庄司主査	令和 7 年度当初時点では、こちらの基金はゼロであります。 令和 2 年に防災センターを建築しましたが、防災センター建築は基金を充当しまして、その後は毎年交付金をそのまま事業に活用して基金への積み立てを行ってきておりませんでしたけれども、今回防火水槽の更新に向

発言者	発言要旨
松雪委員長	けて、また積み立てを新たに開始するというようにしております。 他にございませんか。 【なしの声】
松本委員長	それではないようですので、次に報告に移ります。 報告第1号「大潟村村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告」について当局より説明をお願いいたします。
近藤課長	【資料に基づき説明】
松雪委員長	ただいま当局より説明のありましたことについて、質疑および意見を求めます。質疑ございませんか。
三村委員	排ガス規制に関して、50ccのバイクが作られなくなるということですが、125ccのバイクがもう既に作られていて売り出されており、それに関して軽自動車税種別割が適用されていくということですか
近藤課長	今現在すでに製造されているかについては把握しておりませんでした。
松橋副委員長	特定親族特別控除の創設ということで働かれる方にとっては税負担の軽減だと思いますが、自治体にとっては住民税の収入が減るということですよ。これはそうすると影響が出てくるのは、令和8年度からということではよろしいでしょうか。
近藤課長	はい、その通りです。 所得税の方では令和7年ですが、住民税はその1年後ということで8年度からになります。
松橋副委員長	マスメディア等で取り上げられていた国民民主党の手取りを増やすというところは自治体への影響はどうするのだろうと、盛んに報道されていましたが、この部分への影響の試算というのは、もう進んでいるのでしょうか、これからするのでしょうか。

発言者	発言要旨
近藤課長	まだ試算はしていません。参考までにですが、特定親族特別控除だけではなくて、給与の所得控除これが10万円増えています。国税の場合は、これに加え税金を計算するときの基礎控除も上げていますけども、住民税の方はあげていません。ですので、給与所得控除の10万円が影響してきます。その部分を含めて試算したいと思います。
松橋副委員長	そうしますとその試算をいつまでに終えて、いつまでにどのような形で公表する予定はあるのか
近藤課長	今時点では特にそういった想定はしていませんでしたが、試算した後に、何かの機会で、お話できればと思っています。
松橋副委員長	今回自治体の税収の部分に影響が出るということに関して、何か激変緩和措置など国から支援とかそういったことは今のところあるのでしょうか。
庄司主査	まだ激変緩和措置に対して国から何らかの支援というか措置があるかは明言されていませんが、特例交付金というものが現在も来ていまして、住宅ローン控除により減収になった分が国からその地方自治体の減収分として補填されております。また、昨年度の定額減税によって減収になった分についても村に対して国からその減収分が補填されるといったことがこれまでもありますので、もし仮に制度改正によって減収が出た場合に、もしかすると、国の方からそういった何らかの特例交付金のような形での措置はあるかもしれませんが、今の段階ではまだはっきりとしたものはございません。
松雪委員長	他に質疑ございませんか。 【なしの声】
松雪委員長	それではないようですので、質疑を終結し、討論を行います。討論ございませんか。 【なしの声】

発言者	発言要旨
松雪委員長	それでは討論を終結し、採決いたします。採決は挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は、反対とみなします。 報告第 1 号「大潟村村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告」について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。 【全員挙手】
松雪委員長	全会一致であります。よって報告第 1 号は、全会一致により承認すべきものと決しました。
松雪委員長	暫時休憩します。(14:18)
松雪委員長	再開します。(14:25)
松雪委員長	それでは議案第 35 号「大潟村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案」について当局の説明を求めます。
佐藤(佑)主事	【資料に基づき説明】
松雪委員長	ただ今、当局より説明のありました事について、質疑及び意見を求めます。質疑ございませんか。
松橋副委員長	資料 2(3)秋田県内の各市町村の対応ということで、ほぼ全ての自治体が改正予定ですけども、無しまたは未定の自治体には、どういった考えがあるのか、理由を知っているのであれば、その範囲で教えてください。
佐藤(佑)主事	実際に確認してないので、どういう事情かは把握しておりません。
丹野委員	何もしなくても良いという状況なのですか。秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の附則第 43 条がカットされたわけだけど、それを放置していてもいいのか、それともやはり改正しなければいけないものなのか、どういうふうにお聞きになっていますか。
佐藤(佑)主事	各市町村の事務は、こちらの第 2 条第 1 項第 8 号に書いてありますとおり、傷病手当の支給に係る申請書の提出の受付となっております、実際に傷病

発言者	発言要旨
	手当金を支給するのは広域連合となっております。 広域連合の支給する根拠となっている附則第 43 条はもう既に削除されているため、第 2 条第 1 項第 8 号を残しておいても、傷病手当金は支給されないで問題はないかと思いますが、残しておく必要がないので改正するという形となっております。
丹野委員	支給はされないということだから、見た目の問題はあるけれども、改正しなくても、業務的には支障がないという理解でいいですか。
副村長	令和 5 年 5 月 7 日から新型コロナウイルス感染症が感染症法上の 5 類に移行しておりまして、このあと傷病手当金の対象外となっております。 5 月 7 日の 5 類に移行する前までの発症者のみが対象となりますが、請求期限から 2 年が経過し、請求できる資格者が新しく生じないため、この条文を削らなくても、申請が上がってこない。もしくは上がってきても審査において請求資格は消滅していることになります。残しておいても支障がある条文ではございません。
松雪委員長	他にございませんか。 【なしの声】
松雪委員長	ないようですので質疑を終結し、討論を行います。 討論ございませんか。 【なしの声】
松雪委員長	それでは、討論を終結し、採決いたします。採決は挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は、反対とみなします。 議案第 35 号「大潟村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案」について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 【全員挙手】
松雪委員長	全会一致であります。 よって、議案第 35 号は、全会一致により、可決すべきものと決しました。

発言者	発言要旨
松雪委員長	それでは次に議案第 37 号「財産の取得について」当局の説明を求めます。
進藤課長補佐	【資料に基づき説明】
松雪委員長	ただ今、当局より説明のありました事について、質疑及び意見を求めます。質疑ございませんか。
丹野委員	住民基本台帳ネットワークは、国が進めているシステムだと思ってたのですが、ハードウェア及びソフトウェア等に入札を行うのはどういうことなのか。国が進めているシステムであるなら、国がある程度まとめてソフトを導入するものなのではないのですか。
進藤課長補佐	今回導入するシステムにつきましては、法律に従って仕様が定められておりますので、そちらに準じたシステムとなっておりますが、システム自体は民間で開発しており、国の仕様に従ったシステムを入札し、賃貸借契約を行うということになっております。
丹野委員	システムの元はあるけれども、日本全国で様々な会社が作った様々なやり方があるという理解でいいのでしょうか。
進藤課長補佐	連携の仕方等につきましては、国で定めた仕様で連携しておりますが、あくまで民間の各会社が開発しているシステムになります。例えば帳票のレイアウトや様式等については、それぞれ違ったものになるかと思いますが、必要な情報については仕様に従って記載されているものをそれぞれネットワークで共有するという形になります。
松橋副委員長	先ほど帳票の仕様やレイアウトが違うと仰いましたが、今回は競争入札ということで、金額決めた上で行うと思うんですけど、そうするとシステム自体の使いやすさやレイアウトの見やすさ等で変わってくると思います。決定するときに、その辺りは考慮せず、金額だけで決定しますか。
進藤課長補佐	プロポーザル等で点数をつけて行うという方法もありますが、必要な情報等は定められたものが記載されていることになりますので、金額以外のもの判断するとなると、担当者の主観等も入ってきてしまうため判断が

発言者	発言要旨
丹野委員	難しいかと思います。 最低限の仕様があるのはわかりましたが、今回入札に参加した4社は別々のソフトですね。ソフトには仕様があると思うのです。そうしたときに、4社の値段は別だけれども、印刷物の見た目が違えば、10万円違ったとしても、高い方がいいこともあるという発想にもなると思いますが、その点はどうですか。仕様を加味した上で、入札する形になると思うのですが、ソフトによってある程度表現が違えば、そういうところも加味した方がいいような気がします。その辺りはどうなりますか。
進藤課長補佐	今回、入札に参加した4社は自前でソフトを開発しているものではなく、あくまで大手の開発ベンダーが開発したソフトの保守と導入を行うということです。先ほど帳票やレイアウトという言葉を使ったために誤解を招いてしまいましたが、住民基本台帳ネットワークシステムでは、氏名、生年月日、性別、住所等の主要な情報、住民票コードにより全国共通で本人確認を実施することができる、その他に本人確認情報の連携やマイナンバーカード管理等につきましても、こちらのシステムで可能であります。このシステムの仕様は国の方で定められており、PC等のハードを含め仕様を満たしたシステムを各ベンダーが開発し、今回入札に参加した4業者はそれぞれシステムを使うということであり、システムが違ったときに何に影響があるのかというと、あくまでその操作する側の利便性少し異なる程度になりますので、システムで証明書のようなものを出すというわけではありません。仕様を満たしたシステムであれば、あとは金額の方で決めるというのが、やり方としては正しいと考えております。
丹野委員	例えばA社は2つキーを押すのが、B社は1個打てばいいという違いが出てくるんじゃないですか。最終的には入札金額が判断するというのはわかるのですが、そういう違いは加味されないんですか。
松雪委員長	暫時休憩します。(14:45)
松雪委員長	再開します。(14:46)
進藤課長補佐	今回の入札につきまして、どのシステムを入れても、同じような操作作業を行います。それぞれの業者ごとにパソコン等のどのハード機器を入れ

発言者	発言要旨
	るかということについては差が出るかと思います。 当局側で使いやすいものを選ぶとすると、使っていたハードと同じようなものを設計書と仕様書に入れて、そちらの機器までも指定するというような方法もあるかと思いますが、そこまで指定すると金額等にも影響が出てくるかと思うので、入札を行うことによって金額を抑える以上のメリットは見いだせないと考えているため、今回は行わなかったということになります。
丹野委員	金額が安いことが理想的ではあるけれども、人手不足で業務が多くなるよりは、職員の利便性も考えて、今後の課題としてそういうところも検討していただければと思います。
松雪委員長	他にございませんか。 【なしの声】
松雪委員長	ないようですので質疑を終結し、討論を行います。 討論ございませんか。 【なしの声】
松雪委員長	それでは、討論を終結し、採決いたします。採決は挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は、反対とみなします。 議案第 37 号「財産の取得について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 【全員挙手】
松雪委員長	全会一致であります。 よって、議案第 37 号は、全会一致により、可決すべきものと決しました。
松雪委員長	それでは次に議案第 38 号「令和 7 年度大湊村一般会計補正予算案」の当委員会に付託された部分のうち、福祉保健課に関する部分について当局の説明を求めます。

発言者	発言要旨
進藤課長補佐	【資料に基づき説明】
松雪委員長	ただ今、当局より説明のありました事について、質疑及び意見を求めます。質疑ございませんか。
三村委員	保健センター費の人事異動ということでしたけど、具体的にはどのような人事異動だったのでしょうか。
北嶋課長	4月1日より新たに会計年度職員1名が配置配属されたことによるものです。人事異動により、主査が保健センターから庁舎へ、新たに採用された主事が保健センターに配置となっております。人数も少なくなっていることもありまして、1名採用されたという状況となっております。
松雪委員長	他にございませんか。
	【なしの声】
松雪委員長	ないようですので、次に報告に移ります。 報告第2号「令和6年度大潟村後期高齢者医療特別会計補正予算専決処分報告」について、当局の説明をお願いいたします。
佐藤(佑)主事	【資料に基づき説明】
松雪委員長	質疑および意見を求めます。
松橋副委員長	歳出の不足分を、歳入を補正することによって補ったということですけど、保険料を追加で徴収したということになるんですか。
佐藤(佑)主事	保険料につきましては追加で徴収したわけではなく、専決時点で既に村に納められた保険料が予算額を上回っていたため、増額分の79万2,000円を、元々納められた保険料で補うことができたということです。
松橋副委員長	保険料が元々納められていて、それをどこに割り振るかということの中で、今回その分の一部を補正して歳入に保険料として計上したということですか。

発言者	発言要旨
佐藤(佑)主事	広域連合納付金は、村に収められた保険料をそのまま広域連合に納付するというものでありまして、この 79 万 2,000 円をそのまま広域連合に納付したものであります。
松橋副委員長	ありがとうございます。
松雪委員長	他にございませんでしょうか。 【なしの声】
松雪委員長	ないようですので質疑を終結し、討論を行います。 討論ございませんか。 【なしの声】
松雪委員長	それでは討論を終結し採決いたします。 採決は挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は反対とみなします。 報告第 2 号「令和 6 年度大潟村後期高齢者医療特別会計補正予算専決処分報告」について賛成の方の挙手を求めます。 【全員挙手】
松雪委員長	全会一致で承認すべきものと決しました。
松雪委員長	暫時休憩します。(14:58)
松雪委員長	再開いたします。(15:05) 議案第 38 号「令和 7 年度大潟村一般会計補正予算案」の当委員会に付託された部分のうち、教育委員会に関する部分について、当局の説明を求めます。
竹田主事 菅原(美)主査	【資料に基づき説明】

発言者	発言要旨
松雪委員長	ただいまの説明について質疑を行います。 質疑ございませんか。
三村委員	ボート合宿誘致事業ですが、仮設設置ということでしたが、このボート合宿は今年度限りということになるのでしょうか。
菅原(美)主査	今回ボート合宿誘致するにあたって、まずは村にこういった施設があるので、ぜひ来てもらえないでしょうかとお声掛けさせていただきました。 ちょうど先方も合宿先を探していたことから、うまく話がまとまったという経緯でございます。 村としては引き続き毎年来ていただけるとありがたいなと思っていますが、まずは一度村での合宿を経験してみるというお話でしたので、今回は仮設での対応とさせていただきます。今後についてはこの後の評価によっては、前向きに進めてまいりたいと考えております。
丹野委員	ボート合宿に関してですが、多目的トイレが23万6,000円というのは、金額がそこまで高くないようですが、本当に大丈夫なのか、もう少ししっかりしたものを準備しなくてもいいのかなと思ったのですが。
菅原(美)主査	今回仮設で導入したいと思っているものを、写真付きで先方にも確認いただき、問題ないという回答をいただいております。
丹野委員	リースなのですね。仮設ですからずっと置いておくというわけではないでしょうし、相手がいいと言うのであれば大丈夫なのではないでしょうか。 県の施設には、トイレはなかったでしょうか。
菅原(美)主査	県のボートセンターの中に、男子と女子と1つずつトイレがございます。 ただそちらの方は少しドアの幅が狭くて、車椅子の方が利用できないということで、今回仮設での設置を考えております。
菅原(ア)委員	関連の質問ですが、仮設ということで、今後誘致事業として来られた方たちの考え方によってまた変わるとは思いますが、このまま仮設が設置されるのではなく、一旦外して、いつかは常設になるということでしょうか。
菅原(美)主査	あくまでも今年度は初めてということで仮設の対応ですが、今後につま

発言者	発言要旨
	しては、繰り返しになりますが、また来年も来たいというお声をいただければ、村としては次年度に向けて何らかの環境整備は考えていきたいと思っております。
菅原(ア)委員	もちろんそうなれば今回は仮設ですが、来年度以降はこの仮設は外して、常設の形になるという理解でよろしいですか。
菅原(美)主査	説明が少し足りなかったのですが、今回は8日間だけ、本当に一時的にこの期間だけ設置して、終わったら撤去するという形で考えております。
菅原(ア)委員	ICT教育推進事業として、備品の購入費5年のリース契約の予定ではあったけれども、電子黒板の使用から3年以上が経過し、使用料がかなり高いので、ICT教育推進事業債を活用して購入するとの説明でしたが、購入する備品は電子黒板だと思いますが、耐用年数は通常どのくらいでしょうか。
竹田主事	現在使用しているものの耐用年数が5年ですので、5年ほどだと考えられます。
菅原(ア)委員	新しく購入する電子黒板も同じ5年だとすると、5年経たないと分からないのかもしれませんが、劣化状態などをみながら、また購入を考えるということでしょうか。
竹田主事	おっしゃる通りです。
川渕委員	車椅子でボートに乗るということは、ボート自体もリースで調達するわけですか。
菅原(美)主査	競技艇につきましては先方で輸送により持ち込むことになっております。
松橋副委員長	ボート合宿の件についてです。 そうしますと船は、持って来られるということですが、元々予算組みしていた輸送費補助を活用するということがよろしいでしょうか。
菅原(美)主査	おっしゃる通りです。

発言者	発言要旨
松橋副委員長	多目的トイレが少し気になります。 あの場所は下水道が通っていないので、常設ではなくずっと仮設でもいいのではと思ったのですが。 仮設の多目的トイレのイメージができないのですが、広い大きなトイレというイメージでしょうか。
菅原(美)主査	車椅子の方が利用できるように設計されておりまして、もちろん入り口の幅も広いですし、入ってからも車いすを回転できるようなスペースもあるので、通常の私たちがよく仮設で使うようなサイズとは異なります。約2メートル×1,600mm ぐらいの形と資料に記載がございます。
松橋副委員長	2メートルあれば中で回れるのですね。 そうしますと、艇庫の前の敷地に置くのでしょうか。
菅原(美)主査	まだはっきりとは決まっていますが、想定としては、艇庫に向かって左側か右側のどちらかに設置したいと考えております。
松橋副委員長	スロープですが、視察に来られたということでももちろん問題はないのですが、コースに入るところのスロープは、水位が低いと結構傾斜がきついのですが、車椅子で上り下りするというのは問題ないと判断されたのでしょうか。
菅原(美)主査	私たちが傾斜の部分が少し気になっておりまして、その点については東京に視察に行った際にも状況はお話させていただいております。 その後、来村して実際に見ていただいた時も特に問題ないと回答いただいております。
松橋副委員長	ご存知かもしれませんが、明治安田生命のボート部が合宿に来られた際に、佐藤監督がスロープで滑って怪我をして、あばらのあたりを負傷していました。 私も実は船を運んでいるときに転んだことがあります。 車椅子に限らず、高校生も使いますし、船も転んでしまうと壊れてしまいますので、スロープの傾斜を緩やかにできればと思います。お金をかけてやる価値はあるのではないかと思います。何かそういった方向性というのがありますか。

発言者	発言要旨
宮田教育次長	先ほどの明治安田生命の監督さんのことは把握しております。 実際懸念する気持ちは我々も持っていますし、スロープをもう少し何とかできないのかなという気持ちはあります。 明治安田生命さんから様々な意見をいただいていますし、今回の合宿でもまた違った形で関係者の方々の意見のフィードバックをもらいながら、棧橋も含めて今後の施設環境整備については考えたいと思っております。
松橋副委員長	いずれ解決策は、スロープを長くして、傾斜を緩やかにするか溝を深くして、足が引っかかるようにするかのどちらかしかないと思います。 いろいろと意見を聞きながら改善していただきたいなと思います。
丹野委員	村で誘致していて、実際に怪我が出たということであれば、改修すべきだと思います。 何百万もかかるものであれば大変でしょうが、大潟村として誘致するというのであればやはり、ある程度面倒をみなければいけないと思います。できるだけ安く上げるような努力をしながらですけれども、早めに対応された方がいいと思いますので検討をお願いいたします。
宮田教育次長	検討して参りたいと思います。 当初、明治安田生命さんの合宿が決まる前までの村のスタンスとしては、現存の施設を使って、なるべくコストをかけずに来ていただくというところから始めたのですが、実際に来ていただくとなると、やはり環境整備を整えて、ボートセンターの中も綺麗にして迎え入れる体制も作らなければと考えを改めているところでございます。
丹野委員	想像の域になりますが、雨が少なくなれば、ボート場の水位が下がる可能性が高いと思います。ある程度水位が低い状態でもやれるように準備をされた方がいいと思います。 大潟村で誘致はするけれども、設備が整っていないというのは良くないので、コストをかけないようというのは分かるのですが、最低限度の設備はしないといけないと思いますので、検討していただければと思います。
宮田教育次長	コストをあまりかけずにできることはいろいろとフィードバックをもらいながら進めたいと思います。

発言者	発言要旨
松橋副委員長	水位に関しては、いろいろな関わりがありまして、こちらの思い通りにはできない部分ですけれども、コストが膨大にかかるということで、少しずつ長い時間をかけて検討して参りたいと思っております。 4月30日に視察に来られた際、その日の水位は高かったかどうかは覚えていますか。 さすがにその水位を見て、それから下がることを想定しないでこれでいいですと言ったとは思わないですが、その日の水位が高かったとなると、懸念点は残るかなと思いました。
宮田教育次長	当日の水位までは覚えていないのですが、視察に来られた佐原さんという方は何度か村にも来ていらっしゃいますし、水位が上がったり下がったりするという事情も理解していただいていますので、その点は分かった上での判断だと考えております。
川渕委員	いわゆる車椅子の方は1人乗りのボートですか。
宮田教育次長	全てを把握しておりませんが、障がいの程度といたしましては、車椅子の方が2名、義足の方と目に障がいのある方がいらっしゃるというのは伺っております。 車椅子の方は4人乗りの1人としても漕ぐし、2人乗りも漕ぐと伺っております。
松雪委員長	休憩します。(15:33)
松雪委員長	再開します。(15:37)
松雪委員長	休憩前に引き続き、討論を行います。 討論ございませんか。 【なしの声】
松雪委員長	ないようですので、討論を終結し、採決を行います。採決は挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は、反対とみなします。 議案第38号「令和7年度大湊村一般会計補正予算案」について、当委員会

発言者	発言要旨
	に関係する部分について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 【全員挙手】 松雪委員長 全会一致であります。よって、議案第 38 号は全会一致により可決すべきものと決しました。 松雪委員長 それでは次に陳情等の審査に移りますので、当局は課長と書記の方を残して退席してください。 松雪委員長 それでは引き続き、質疑に入ってまいります。 陳情第 5 号「ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引き上げをはかるための、2026 年度政府予算に係る意見書採択の陳情」についてあらかじめ配付資料に目を通してきていただきたいと話しておりましたので、皆さんから意見を求めてよろしいですか。 【資料黙読】 松雪委員長 何か意見がございましたらお願いいたします。 三村委員 この陳情はこれからの教育に全て必要なことだと思いますので、賛成です。 松雪委員長 他にございませんか。 【なしの声】 松雪委員長 それでは採決いたします。 陳情第 5 号「ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引き上げをはかるための、2026 年度政府予算に係る意見書採択の陳情」について採択することに賛成の方の挙手を求めます。 【挙手多数】

発言者	発言要旨
松雪委員長	挙手多数であります。よって陳情第5号は採択すべきものと決しました。
松雪委員長	続きまして陳情第6号「地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情」について皆様のご意見をよろしくお願いいたします。 【資料黙読】
松雪委員長	ご意見ございませんか。
松橋副委員長	個々の自治体が工夫すべき部分と、社会システムという大きいですが、 ある程度国のような大きな枠組みで考えていく部分があると思いますが、 そういった中で国として進めていくべき部分に対する陳情だと思しますので、 この陳情に対して賛成したいと思います。
松雪委員長	他に意見はございませんでしょうか。 【なしの声】
松雪委員長	それでは、陳情第6号「地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情」について、賛成の方の挙手を求めます。 【全員挙手】
松雪委員長	全会一致であります。よって陳情第6号は採択すべきものと決しました。
松雪委員長	それでは次に移ります。 陳情第7号「再審法改正(刑事訴訟法の一部改正)の意見書の採択を求める陳情書」について意見を求めます。 【資料黙読】
松雪委員長	何かご意見ございませんでしょうか。
松雪委員長	大変デリケートな内容となっておりますので、しっかり目を通していただいて、ご意見ございましたらよろしくをお願いいたします。

発言者	発言要旨
松橋副委員長	陳情書にもありますが、冤罪ですかね。そういったものがもし自分ごとだったらと思うと本当に恐ろしいですし、大変な思いをされたなというふうにニュースを見ながら思っていました。 今後そういったことがないようにするために、あるいはその救済のためにということでこの意見書を出されていると思います。その内容に対して賛成したいと思います。
松雪委員長	他にございませんでしょうか。
三村委員	本当に大きな問題で、どのくらいの方たちがこの冤罪によって、大変な思いをされたかということを考えると、本当にもっと早く改正されなければいけないのではないかと思っていますので、意見書の採択を求める陳情書には賛成いたします。
松雪委員長	他にご意見ございませんでしょうか。 【なしの声】
松雪委員長	それでは、採決に移ります。 陳情第7号「再審法改正(刑事訴訟法の一部改正)の意見書の採択を求める陳情書」について賛成の方の挙手を求めます。 【全員挙手】
松雪委員長	全会一致であります。よって陳情第7号は採択すべきものと決しました。
松雪委員長	採択と決しましたので、最終日の本会議において、意見書案を提出する必要があります。 意見書案の作成はどのようにいたしましょうか。 私の気持ちとしてはもう少し文言を柔らかくしたもの、例えば名前がそのまま載っていたりですとか、年齢だったり、女子中学生殺人のとか、そういうところを少し抑えてといいますか、袴田事件も皆さんご存知の通りだと思いますが、そういった点を少し省いて意見書案の作成をしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

発言者	発 言 要 旨
松雪委員長	【委員長一任の声】 提出者は委員長である私になりますが、ただいまの採決で、文章を柔らかくしたものを提出したいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。
松雪委員長	以上で当委員会に付託のありました案件は全て終了いたしました。 これで総務福祉教育委員会を閉会いたします。 (閉会 15 : 49)